

千葉市議会オンラインによる方法を活用した委員会運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市議会委員会条例(昭和31年9月26日条例第25号。以下「条例」という。)第14条の2第1項に規定するオンラインによる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で出席する委員が含まれる場合の委員会(以下「オンライン委員会」という。)の運営に関し、同条第4項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(基本的事項)

第2条 オンライン委員会は、重大な感染症のまん延、災害等の発生等により委員が委員会の開催場所に参集することが困難な場合に関くものであることから、委員が委員会の開催場所に参集できる場合は、当該開催場所への参集を基本とする。

2 円滑な議事運営を確保する観点から、委員長及び副委員長は、原則として、委員会の開催場所に参集するものとする。

3 条例第14条の2第1項に規定する「重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開催場所に参集することが困難と認めるとき」は、次の例による。

- (1) 千葉市内の区域を含む地域を対象として、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置等が行われているとき。
- (2) 感染予防が推奨される社会情勢下にあり、委員又はその同居する者が、感染症等に罹患した又はその疑いがあるとき。
- (3) 千葉市災害対策本部条例(昭和38年千葉市条例第5号)に基づく、千葉市災害対策本部の設置又は千葉市業務継続計画(自然災害対策編)の発動など、大規模災害が発生したとき。
- (4) 上記に準じる状況にあるとき。

(対象委員会)

第3条 オンラインの方法により出席できる委員会は、次のとおりとする。

- (1) 常任委員会
- (2) 議会運営委員会
- (3) 調査特別委員会
- (4) 予算審査・決算審査特別委員会分科会

(オンラインによる出席の申請)

第4条 オンラインによる方法で委員会に参加を希望する委員は、当該委員会の開催日の前日(その日が千葉市の休日を定める条例(平成元年3月22日条例第1号)第1条第1項に規定する休日(以下「市の休日」という。)である場合には、その前の市の休日でない日。以下同じ。)の正午までに、オンラインを活用した委員会参加申請書(様式第1号)により、委員長に申請しなければならない。ただし、期日までに申請することができなかったやむを得ない事情があり、当該事情について委員長が認めるときは、当該委員会の開

催日の前日の正午を過ぎてもこの項本文の規定による申請をすることができる。

- 2 委員長は、委員からの前項の規定による申請に基づき、副委員長と協議の上、当該委員が委員会の開催場所に参加することが困難と認めるときは、条例第14条の2第2項の規定による許可をするものとする。

(本人確認等)

第5条 委員長は、委員会の開会前及び再開前にオンラインによる方法で委員会に参加する委員の本人確認を行うものとする。

- 2 前項の規定による本人確認は、条例第14条の2第2項の規定による許可を得た委員を映像及び音声により確認することにより行うものとする。
- 3 委員長は、前2項の規定により本人確認を行った結果、本人であることが確認できた場合に当該委員をオンライン委員会に参加したものとする。

(オンライン出席委員の責務)

第6条 オンライン出席委員(条例第14条の2第3項の規定により委員会に出席したものとみなされた委員をいう。以下同じ。)は、通信環境を良好に保ち、常に映像及び音声の送受信について支障のないようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) オンライン委員会に参加する場所は、原則として、当該委員の自宅又は事務所等とすること。
 - (2) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。
 - (3) オンライン出席委員がオンライン委員会に参加するためにいる場所に当該オンライン出席委員以外の者を入れないこと。
 - (4) 委員会に関係しない映像又は音声が入り込まないようにすること。
- 2 オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の30分前までに、事務局職員との間で映像及び音声支障なく送受信できていることを確認するものとする。
 - 3 オンライン出席委員は、必要な通信環境等を自身で確保するとともに、通信環境を良好に保つため、イヤホン、マイク、ヘッドセット等を使用することができるものとする。

(表決の方法等)

第7条 オンライン委員会における表決は挙手により行うものとし、オンライン委員会の開催場所に参加した委員及びオンライン出席委員で同時に行うものとする。

- 2 オンライン出席委員は、賛成の意思が明確に判別できるよう、指先を上にした手のひら全体が映像に映るように挙手をするものとする。
- 3 通信障害等により、オンライン出席委員の本人確認ができないときは、当該オンライン出席委員は表決に加わることができない。
- 4 オンライン出席委員がいる委員会においては、投票による表決を行うことができない。
- 5 オンライン出席委員がいる委員会における選挙は、指名推選の方法で行う場合のみ行うことができる。

(通信障害等が発生した場合の取扱い)

第8条 前条第3項に定めるもののほか、委員長は、通信障害等により、オンライン出席委員の状態が映像により確認できない場合であって、通信の状況等を確認してもなおオンライン出席委員の状態が確認できないときは、当該オンライン出席委員を退席したものとみなすことができる。

(秩序保持に関する措置)

第9条 委員長がオンライン出席委員に対し、条例第21条第3項の規定による発言の禁止の措置をとった場合は、委員長は、当該委員の音声を遮断するものとする。

2 委員長が、オンライン出席委員に対し、条例第21条第3項の規定による退場の措置をとった場合は、委員長は、当該委員の映像及び音声を遮断するものとする。

(除斥の取扱い)

第10条 委員長は、オンライン出席委員が条例第17条の規定による除斥の対象となるときは、当該委員の映像及び音声を遮断する。ただし、オンライン出席委員が同条ただし書きの規定により発言するときは、この限りではない。

(委員外議員のオンラインによる出席)

第11条 会議規則第106条第3項の規定により、委員外議員がオンラインによる方法で参加する場合については、オンライン出席委員の規定を準用する。

(説明員のオンラインによる出席)

第12条 説明員のオンラインによる方法での委員会の参加は原則として認めない。ただし、委員会の審議、調査事項等に鑑み、委員長が必要と認めた説明員が委員会の開催場所に参集できないときに限り、オンラインによる方法で参加することができる。

(委員会記録)

第13条 オンライン委員会の委員会記録には、オンライン出席委員がオンラインによる方法で委員会に参加している旨を記載するものとする。

(補則)

第14条 千葉県議会会議規則(昭和42年5月1日議会規則第1号)、条例及びこの要綱に定めるもののほか、オンライン委員会に関し必要な事項は、適宜協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(様式第1)

年 月 日

委員会委員長 様

委員氏名 _____

オンラインを活用した委員会参加申請書

1 委員会開催日

年 月 日 ()

2 オンラインにより参加を希望する理由

重大な感染症のまん延 (又はそのまん延の予防措置)

災害等の発生等

その他 ()

3 オンラインにより参加を行なう場所

自宅

事務所

その他 ()

4 連絡先 (通信状況の確認用)

電話番号 (優先順位1) _____

電話番号 (優先順位2) _____

※本申請書に記載いただいた個人情報は、オンラインによる委員会参加のための手続等の目的以外には使用いたしません。